

# 教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年8月

| 教育長  | 教育次長                                    | 学校教育課長 | 社会教育課長    | 会 議 ・ 区 分 |  |
|------|---|--------|-----------|-----------|--|
|      |   |        |           | 定 例 会     |  |
| 開会場所 | 加悦保健センター<br>2階 農事相談室                    |        | 担当書記      | 相 馬 直 子   |  |
| 会議日程 | 自 令和2年8月25日（火）<br>1日間<br>至 令和2年8月25日（火） |        |           |           |  |
| 出席者数 | 委員 5名 出席                                |        |           |           |  |
| 出席委員 | 教育長 塩見 定生                               |        | 委員 岡田 三栄子 |           |  |
|      | 委員 樋口 潔                                 |        | 委員 酒井 英隆  |           |  |
|      | 委員 佐々木 和代                               |        |           |           |  |
| 欠席委員 | な し                                     |        |           |           |  |
| 説明者  | 教育次長                                    | 相馬 直子  | 学校教育課長    | 柴田 勝久     |  |
|      | 学校教育課課長補佐                               | 堀口 義雄  | 社会教育課長    | 植田 弘志     |  |
|      | 総括指導主事                                  | 高岡 弘安  |           |           |  |
| 署名委員 | 委員 酒井 英隆                                |        | 委員 佐々木 和代 |           |  |
| その他  | 【傍聴者】 2名                                |        |           |           |  |

## 会議に付した事件

| 項 目  | 件 名                                    | 結 果  |
|------|--|------|
| 審議事項 | 議案第16号 令和3年度使用与謝野町立小学校教科用図書<br>の採択について | 承認可決 |
|      | 議案第17号 令和3年度使用与謝野町立中学校教科用図書<br>の採択について | 承認可決 |
|      | 議案第18号 与謝野町学校教育関係補助金交付要綱の一部<br>改正について  | 承認可決 |

## 協議及び報告事項

| 項 目   | 件 名                   |
|-------|-----------------------|
| 協議事項  | ( な し )               |
| 報告事項  | ・与謝野町立体育施設条例の一部改正について |
| そ の 他 | ・今後の予定等について           |

# 教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年8月25日 午前9時30分から午前10時30分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第5回教育委員会会議を始めさせていただきます。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願ひいたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(樋口委員)

一部文言の修正をお願いいたしました。

(塩見教育長)

それでは指摘の箇所を整理した上で修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名をお願いしたいと思います。

次に、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

梅雨明け宣言が発表されました7月31日に学校は1学期の終業式を迎え、8月1日から夏休みに入りました。夏休み中も、また、盆が明けても連日、猛暑日が続いております。8月20日から2学期が始まりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスクの着用と熱中症との関りにつきましては、常に気にしているところです。

また、今年は例年とは異なった夏休みということで、外出等を自粛される方も多かったとは思いますが、一方で、川や海での事故については例年と同様、気にかかるところでございましたので、学校を通じて、児童生徒には注意喚起を行ったところです。

8月1日、2日には丹後ブロック中学校総合体育大会が開催されました。3年生の生徒たちは、3年間の部活動の成果を発揮してくれたのではないかと考えております。また、甲子園球場においても高校野球の交流試合が開催され、澁瀬としたプレイをテレビで観ることができました。生徒たちが一生懸命プレーしていた姿が目には焼き付きました。私自身

といたしましては、中学生や高校生が部活動に打ち込んできた成果をこうした形で発揮できたことは大変良かったのではないかなと思っております。私や指導主事も中学校総合体育大会を観てきましたが、良いプレーをしてきていました。大会を機に、次のステップに向けて気持ちを切り替えることができるのではないかと期待しております。

2学期に入りまして、残暑の厳しさに加え、台風の到来など、気になることは多々ありますが、子どもたちの安心安全を最優先に取り組んでまいりたいと思っております。例年よりも長い2学期となりますので、いろいろな意味で子どもたちにもプレッシャーのかかっていくのではないかと思います。新型コロナウイルス感染症に配慮しながらも、学校行事や教育活動の成果を発表する場の設定につきましては、規模を縮小するなどの変更はあるでしょうが、できる限り、可能な範囲で実施させてやりたいと思っております。音楽フェスティバルや子ども発表会、修学旅行などが予定されております。安全確保を第一にしつつ、取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆さまにおかれましてもご理解等いただければと思います。

次に、いじめ調査と学級満足度調査に関しましては、例年は6月頃に調査をし、8月末に概要を報告させていただいておりましたが、今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休業がございましたので、まだ集計ができておりません。2つの調査は関連しておりまして、いじめや不登校の兆候を見て取ったり、子どもたちの内面に迫ることもできますので、調査結果をしっかりと活かしてほしいと各学校には指示をしております。また、児童生徒の学力の充実・向上にもつなげていければと思っております。次回の教育委員会会議において、報告させていただきたいと思っております。

何かご質問等があればお願いしたいと思います。

(岡田委員)

2学期が順調に始まったように思っておりますが、暑い日が続いておりますので、子どもたちが登下校中に熱中症にならないようにご配慮いただければと思います。

また、予定どおりに修学旅行が実施できることを願っておりますが、新型コロナウイルスの感染状況などによっては、変更もあり得ると考えておけばよろしいでしょうか。

(高岡総括指導主事)

修学旅行につきましては、小学校6校中5校が、9月に京都・奈良・大阪方面に旅行する計画としておりましたが、9月の実施は難しいと判断し、6校とも11月実施に変更しております。実施の判断につきましては、第1段階として1か月前、第2段階として1週間から10日前に行う予定と聞いております。それぞれの時点において実施できないと判断した場合には、日帰りの社会見学への変更、もしくは中止とする予定とのことです。中学校につきましては、3中学校とも東京方面への旅行を変更し、橋立中学校は9月末に広島方面、江陽中学校と加悦中学校は10月に四国方面に行く予定です。新型コロナウイルス感染症の感染状況や近隣市町の実施状況も鑑みながら、決定する予定としております。

(塩見教育長)

熱中症対策について、各学校の取組状況など紹介できることがあればお願いします。

(高岡総括指導主事)

一例として、石川小学校の川上地区から通っている子どもたちに対して、通学時間が長いため、下校途中に水分補給ができるよう、中継所を設けていただいていると聞いております。

(樋口委員)

関連して補足させていただきます。水道の蛇口が玄関先にあるご家庭にご協力いただき、数か所、給水ポイントを設けておられます。子どもたちには、「使わせていただく際にはきちんとご挨拶してから使うように。」と学校から指導していただいています。地域の方のご理解・ご協力のもとに、実施されているとのことでした。

(塩見教育長)

暑い日が続いておりますので、気を付けてほしいと思います。その他、夏休み中の各校の取組などについてはどうでしょうか。

(高岡総括指導主事)

例年より短い夏休みではありましたが、中学校では、部活動の実施、全学年においてそれぞれ、振り返り学習や中2学力アップ講座、3年生の希望者への補習学習などに取り組んでおりました。また、9月に予定しております体育祭に向けて、チームリーダー等の生徒については、夏休み中から準備に取り掛かっております。小学校においても学習補習等に取り組んだと聞いております。

なお、教職員の研修等につきましては、昨年度よりもかなり縮小されております。

(塩見教育長)

短い休みではありましたが、石川小学校区の堂谷地区や加悦小学校区の算所地区など、小学生対象のラジオ体操を実施された地区もあったと聞いておりますので、ご紹介しておきます。

それでは次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。ここで、審議事項に係る傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

はじめに、「議案第16号 令和3年度使用与謝野町立小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。提案理由等の詳細を柴田学校教育課長が説明いたします。

(柴田学校教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

それでは教科ごとに確認をさせていただきます。

(各教科ごとに確認。意見なし。全教科、異議なしで全員が挙手)

(塩見教育長)

それでは、議案第16号について、提案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員であります。よって「議案第16号 令和3年度使用与謝野町立小学校教科用図書の採択について」は、提案のとおり可決されました。

(岡田委員)

一言よろしいでしょうか。小学校の教科書につきましては、前年度に十分協議して採択したことを申し添えます。

(塩見教育長)

次に、「議案第17号 令和3年度使用与謝野町立中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。提案理由等の詳細を柴田学校教育課長が説明いたします。

(柴田学校教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

それでは教科ごとに確認をさせていただきます。

(各教科ごとに確認。意見なし。全教科、異議なしで全員が挙手)

(塩見教育長)

それでは、議案第17号について、提案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員であります。よって「議案第17号 令和3年度使用与謝野町立中学校教科用図書の採択について」は、提案のとおり可決されました。

(岡田委員)

よろしいでしょうか。小学校と同様に中学校につきましても、協議会において調査員の方の説明を十分に聞き、採択したことを申し添えます。

(塩見教育長)

ありがとうございます。ここで、10分間の休憩を取りたいと思います。

**【休 憩】**

(塩見教育長)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、「議案第18号 与謝野町学校教育関係補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。提案理由等について 柴田学校教育課長が説明いたします。

(柴田学校教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第18号 与謝野町学校教育関係補助金交付要綱の一部改正について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第18号 与謝野町学校教育関係補助金交付要綱の一部改正について」は、提案のとおり承認されました。

(塩見教育長)

次に、日程第5「報告事項」に入らせていただきます。

「与謝野町立体育施設条例の一部改正について」、植田社会教育課長が報告いたします。

(植田社会教育課長)

現在、旧桑飼小学校の校地において、加悦地域の認定こども園の新築に係る工事を進めておりますが、10月から始まる工事に伴い、ナイター設備等を撤去する必要があるがございます。このことに伴いまして、現在、社会体育施設としてご利用いただいている旧桑飼小学校の体育館を閉館しなければなりませんので、関係条例の改正を9月町議会定例会に提案させていただき予定をしております。

条例がお認めいただけましたら、関係規則の改正を教育委員会議に提案させていただき予定ですので、よろしくをお願いいたします。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、日程第6「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありますか。

(柴田学校教育課長)

9月町議会定例会に提案いたします学校教育課関係の補正予算に係る主な事業について説明させていただきます。

「学校ICT環境整備事業」といたしまして、国のGIGAスクール構想に基づき、1人1台のタブレット端末の購入費をあげております。1台あたり約9万円の単価で、児童生徒・教員分1,521台の整備費として1億3,689万円を計上しております。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策」でございます。学校の新しい生活様式を実現するにあたりまして、感染症対策経費と子どもたちの学習保障に係る経費に分けて、各学校において校長の裁量で予算を自由に使えるようにという国の補助制度に基づく経費でございます。与謝野町の小・中学校につきましては、国の2分の1補助で、補助金額は1校あたり約100万円ということですので、事業費といたしましたは1校当たり200万円となります。学校から具体的に必要なものをあげていただいて予算要求をしております。例といたしまして、消毒用アルコール、マスク、給食用の衛生用品、冷水器、大型扇風機、非接触型体温計、スポットクーラーなどがあがっております。

また、小学校教育振興事業・中学校教育振興事業として、先ほどお認めいただきました補助要綱により、今後、修学旅行において、3密を避けるためにバスを増車したり、大きなバスに変更したりする経費、また、中止となった場合のキャンセル料等に係る経費を計上しております。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

その他、事務局からありますか。

(相馬教育次長)

今回の教育委員会につきましては、9月町議会定例会の日程を踏まえまして、おって調整させていただきます。

(塩見教育長)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

午前10時30分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第16号

令和3年度使用与謝野町立小学校教科用図書採択について

令和3年度使用与謝野町立小学校教科用図書について、別紙のとおり採択するものとする。

令和2年8月25日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩見定生

議案第 17 号

令和 3 年度使用与謝野町立中学校教科用図書の採択について

令和 3 年度使用与謝野町立中学校教科用図書について、別紙のとおり採択するものとする。

令和 2 年 8 月 25 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩 見 定 生

令和3年度使用与謝野町立小学校教科用図書

| 種 目  | 発行者の番号・略称 |
|------|-----------|
| 国 語  | 3 8 光 村   |
| 書 写  | 3 8 光 村   |
| 社 会  | 2 東 書     |
| 地 図  | 4 6 帝 国   |
| 算 数  | 6 1 啓林館   |
| 理 科  | 6 1 啓林館   |
| 生 活  | 6 1 啓林館   |
| 音 楽  | 2 7 教 芸   |
| 図画工作 | 9 開隆堂     |
| 家 庭  | 9 開隆堂     |
| 保 健  | 2 東 書     |
| 英 語  | 2 東 書     |
| 道 徳  | 2 東 書     |

令和3年度使用与謝野町立中学校教科用図書

| 種 目         | 発行者の番号・略称 |
|-------------|-----------|
| 国 語         | 38 光村     |
| 書 写         | 38 光村     |
| 社会（地理的分野）   | 2 東 書     |
| 社会（歴史的分野）   | 2 東 書     |
| 社会（公民的分野）   | 2 東 書     |
| 地 図         | 46 帝 国    |
| 数 学         | 4 大日本     |
| 理 科         | 61 啓林館    |
| 音 楽（一 般）    | 27 教 芸    |
| 音 楽（器楽合奏）   | 27 教 芸    |
| 美 術         | 38 光村     |
| 保 健 体 育     | 2 東 書     |
| 技術・家庭（技術分野） | 2 東 書     |
| 技術・家庭（家庭分野） | 9 開隆堂     |
| 英 語         | 2 東 書     |
| 道 徳         | 232 廣あかつき |

## 議案第 18 号

### 与謝野町学校教育関係補助金交付要綱の一部改正について

与謝野町学校教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のように定める。

令和 2 年 8 月 25 日 提出

与謝野町教育委員会  
教育長 塩 見 定 生

#### 提案理由

新型コロナウイルス感染症、その他感染症の感染防止又は感染拡大防止及び緊急の事由のため、小中学校が修学旅行を中止若しくは延期又は感染防止対策を講じたことにより発生したキャンセル料又は増額経費に係る保護者負担の軽減を図るため、所要の改正を行うものである。

与謝野町教育委員会告示第 号

与謝野町学校教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年 月 日

与謝野町教育委員会  
教育長 塩見定生

与謝野町学校教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

与謝野町学校教育関係補助金交付要綱（平成25年与謝野町教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表、修学旅行補助金の項の次に、次のように加える。

|                |  |   |                 |
|----------------|--|---|-----------------|
| 修学旅行キャンセル料等補助金 | 新型コロナウイルス<br>その他感染症の感染<br>拡大防止又は緊急の<br>事由のため、小中学<br>校が修学旅行を中止<br>若しくは延期又は感<br>染防止対策を講じた<br>ことにより発生した<br>キャンセル料又は増<br>額経費に係る保護者<br>の負担軽減を図るた<br>め | 交通機関及び宿泊施<br>設等のキャンセル<br>料、交通費及び宿泊<br>料の当初計画からの<br>増額分その他これら<br>に類するものであつ<br>て教育長が認める経<br>費 | 予算の範囲内で定め<br>る額 |
|----------------|--|---|-----------------|

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

与謝野町学校教育関係補助金交付要綱(平成25年与謝野町教育委員会告示第3号)新旧対照表

| 現 行  | 改 正 案   |
|--|---|
| <p>○与謝野町学校教育関係補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成25年4月23日<br/>教育委員会告示第3号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成27年6月9日教委告示第9号<br/>平成28年8月1日教委告示第12号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則(平成18年与謝野町規則第38号)に定めるもののほか、与謝野町立小学校及び中学校に在籍する児童生徒等の負担を軽減するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象事業等)</p> <p>第2条 与謝野町学校教育関係補助金(以下「補助金」という。)の対象事業及び補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第3条 補助金の交付申請は、児童生徒の在籍する学校の校長又は補助金交付該当団体の長(以下「校長等」という。)が行うものとする。</p> <p>2 補助金の交付を受けようとする校長等は、与謝野町学校教育関係補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に必</p> | <p>○与謝野町学校教育関係補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成25年4月23日<br/>教育委員会告示第3号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成27年6月9日教委告示第9号<br/>平成28年8月1日教委告示第12号<br/><b>令和2年●月●日教委告示第●号</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則(平成18年与謝野町規則第38号)に定めるもののほか、与謝野町立小学校及び中学校に在籍する児童生徒等の負担を軽減するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象事業等)</p> <p>第2条 与謝野町学校教育関係補助金(以下「補助金」という。)の対象事業及び補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第3条 補助金の交付申請は、児童生徒の在籍する学校の校長又は補助金交付該当団体の長(以下「校長等」という。)が行うものとする。</p> <p>2 補助金の交付を受けようとする校長等は、与謝野町学校教育関係補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に必</p> |

要書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 教育長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査したうえで補助金交付の可否を決定し、その結果を校長等に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 校長等は、事業が完了したときは、速やかに与謝野町学校教育関係補助金実績報告書(様式第2号。以下「実績報告書」という。)を教育長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第6条 教育長は、前条の報告を受けたときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、当該報告に係る実施事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、与謝野町学校教育関係補助金確定通知書(様式第3号)により校長等に通知するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第7条 校長等は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、与謝野町学校教育関係補助金概算払請求書(様式第4号)又は与謝野町学校教育関係補助金精算払請求書(様式第5号)を教育長へ提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 教育長は、校長等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、与謝野町学校教育関係補助金返還請求書(様式第6号)により期限を定

要書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 教育長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査したうえで補助金交付の可否を決定し、その結果を校長等に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 校長等は、事業が完了したときは、速やかに与謝野町学校教育関係補助金実績報告書(様式第2号。以下「実績報告書」という。)を教育長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第6条 教育長は、前条の報告を受けたときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、当該報告に係る実施事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、与謝野町学校教育関係補助金確定通知書(様式第3号)により校長等に通知するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第7条 校長等は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、与謝野町学校教育関係補助金概算払請求書(様式第4号)又は与謝野町学校教育関係補助金精算払請求書(様式第5号)を教育長へ提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 教育長は、校長等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、与謝野町学校教育関係補助金返還請求書(様式第6号)により期限を定

めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月23日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年6月9日教委告示第9号)

この告示は、平成27年6月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年8月1日教委告示第12号)

この告示は、平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

| 補助金の種類  | 補助金交付の目的                                  | 補助対象経費                                 | 補助金上限額又は基準額等                               |
|---------|---|--|--|
| 修学旅行補助金 | 小中学校の修学旅行の実施に伴い、児童生徒及び引率する教員の経費の負担軽減を図るため | 交通費、宿泊料、見学科等(引率する教員については個人負担となる経費のみ対象) | 児童生徒1人当たり2,000円以内<br>ただし、引率する教員については、実費相当額 |
|         |   |  |  |

めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月23日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年6月9日教委告示第9号)

この告示は、平成27年6月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年8月1日教委告示第12号)

この告示は、平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

| 補助金の種類     | 補助金交付の目的                                  | 補助対象経費                                 | 補助金上限額又は基準額等                               |
|------------|---|--|--|
| 修学旅行補助金    | 小中学校の修学旅行の実施に伴い、児童生徒及び引率する教員の経費の負担軽減を図るため | 交通費、宿泊料、見学科等(引率する教員については個人負担となる経費のみ対象) | 児童生徒1人当たり2,000円以内<br>ただし、引率する教員については、実費相当額 |
| 修学旅行キャンセル料 | 新型コロナウイルス<br>その他感染症の感染                    | 交通機関及び宿泊施設等のキャンセル料                     | 予算の範囲内で定める額                                |

|            |  |                   |                 |             |   |  |                 |
|------------|--|-------------------|-----------------|-------------|---|--|-----------------|
|            |  |                   |                 | <u>等補助金</u> | <u>拡大防止又は緊急の事由のため、小中学校の修学旅行の中止若しくは延期又は感染防止対策を講じたことにより発生したキャンセル料又は増額経費に係る保護者の負担軽減を図るため</u> | <u>ンセル料、交通費及び宿泊料の当初計画からの増額分その他これらに類するものであって教育長が認める経費</u> |                 |
| ヘルメット購入補助金 | 小学校児童が使用するヘルメットを購入する経費の負担軽減を図るため                       | ヘルメット購入に要する経費     | 児童1人当たり2,000円以内 | ヘルメット購入補助金  | 小学校児童が使用するヘルメットを購入する経費の負担軽減を図るため  | ヘルメット購入に要する経費  | 児童1人当たり2,000円以内 |
| 芸術鑑賞費補助金   | 児童生徒の心豊かな学校生活の形成に寄与することを目的とし、小中学校が芸術鑑賞を行った経費の負担軽減を図るため | 芸術鑑賞に要する経費        | 児童生徒1人当たり800円以内 | 芸術鑑賞費補助金    | 児童生徒の心豊かな学校生活の形成に寄与することを目的とし、小中学校が芸術鑑賞を行った経費の負担軽減を図るため                                    | 芸術鑑賞に要する経費   | 児童生徒1人当たり800円以内 |
| 校外活動費補助金   | 小中学校における校外活動などに要する経費に対して補助し、校外活動を通して身につける学力の           | 学校外での学習の時間等に要する経費 | 予算の範囲内で定める額     | 校外活動費補助金    | 小中学校における校外活動などに要する経費に対して補助し、校外活動を通して身につける学力の  | 学校外での学習の時間等に要する経費  | 予算の範囲内で定める額     |

|                 |                                 |   |                 |                 |                                 |   |                 |
|-----------------|---------------------------------|---|-----------------|-----------------|---------------------------------|---|-----------------|
|                 | 定着や向上に資する                       |   |                 |                 | 定着や向上に資する                       |   |                 |
| 与謝野町学校保健会補助金    | 与謝野町学校保健会の運営活動費の負担軽減を図るため       | 与謝野町学校保健会の運営活動に要する経費                              | 予算の範囲内で定める額     | 与謝野町学校保健会補助金    | 与謝野町学校保健会の運営活動費の負担軽減を図るため       | 与謝野町学校保健会の運営活動に要する経費                              | 予算の範囲内で定める額     |
| 与謝野町教育支援委員会補助金  | 与謝野町教育支援委員会の運営活動費の負担軽減を図るため     | 与謝野町教育支援委員会の運営活動に要する経費                            | 予算の範囲内で定める額     | 与謝野町教育支援委員会補助金  | 与謝野町教育支援委員会の運営活動費の負担軽減を図るため     | 与謝野町教育支援委員会の運営活動に要する経費                            | 予算の範囲内で定める額     |
| 与謝野町教育研究校補助金    | 教育研究校等の運営活動費の負担軽減を図るため          | 教育研究校等の運営活動に要する経費                                 | 予算の範囲内で定める額     | 与謝野町教育研究校補助金    | 教育研究校等の運営活動費の負担軽減を図るため          | 教育研究校等の運営活動に要する経費                                 | 予算の範囲内で定める額     |
| 与謝野町小学生陸上記録会補助金 | 与謝野町小学生陸上記録大会の運営活動費の負担軽減を図るため   | 与謝野町小学生陸上記録大会の運営活動に要する経費                          | 予算の範囲内で定める額     | 与謝野町小学生陸上記録会補助金 | 与謝野町小学生陸上記録大会の運営活動費の負担軽減を図るため   | 与謝野町小学生陸上記録大会の運営活動に要する経費                          | 予算の範囲内で定める額     |
| 生徒会活動費補助金       | 生徒会活動費の負担軽減を図るため                | 中学校生徒会活動費に要する経費                                   | 1校当たり200,000円以内 | 生徒会活動費補助金       | 生徒会活動費の負担軽減を図るため                | 中学校生徒会活動費に要する経費                                   | 1校当たり200,000円以内 |
| 体育大会等選手派遣補助金    | 中学校のクラブ活動の遠征等に要する交通費等の負担軽減を図るため | 中学校のクラブ活動の遠征等に要する交通費等(中学校のクラブ活動にない競技の場合は、教育長が特に認め | 予算の範囲内で定める額     | 体育大会等選手派遣補助金    | 中学校のクラブ活動の遠征等に要する交通費等の負担軽減を図るため | 中学校のクラブ活動の遠征等に要する交通費等(中学校のクラブ活動にない競技の場合は、教育長が特に認め | 予算の範囲内で定める額     |

|  |   |                                     |             |  |   |                                     |             |
|--|---|-------------------------------------|-------------|--|---|-------------------------------------|-------------|
|  |   | た経費)                                |             |  |   | た経費)                                |             |
| 特色のある学校づくり補助金  | たくましく生きていく人材を育てるため、学校ごとに地域性を踏まえ、創意工夫を生かした特色のある教育を行うため | 特色ある学校づくりにふさわしい取組と教育長が認めた教育活動に要する経費 | 予算の範囲内で定める額 | 特色のある学校づくり補助金  | たくましく生きていく人材を育てるため、学校ごとに地域性を踏まえ、創意工夫を生かした特色のある教育を行うため | 特色ある学校づくりにふさわしい取組と教育長が認めた教育活動に要する経費 | 予算の範囲内で定める額 |
| 様式第1号(第3条関係)<br>(略)<br>様式第2号(第5条関係)<br>(略)<br>様式第3号(第6条関係)<br>(略)<br>様式第4号(第7条関係)<br>(略)<br>様式第5号(第7条関係)<br>(略)<br>様式第6号(第8条関係)<br>(略) |   |                                     |             | 様式第1号(第3条関係)<br>(略)<br>様式第2号(第5条関係)<br>(略)<br>様式第3号(第6条関係)<br>(略)<br>様式第4号(第7条関係)<br>(略)<br>様式第5号(第7条関係)<br>(略)<br>様式第6号(第8条関係)<br>(略) |   |                                     |             |